

2025 年 9 月 4 日

令和 7 年度埼玉県自動車小売業最低賃金改正審議における労働側主張

労働者委員 加藤 隆
清水孝祐
迫幸太郎

1. 取り巻く環境

日本経済は、2024 年度の名目成長率が 3.7%、物価変動の影響を取り除いた実質成長率が 0.8%となる（2025 年 6 月、2 次速報）など継続して緩やかな回復傾向にある。また、物価は継続して上昇しており、2025 年 5 月の消費者物価指数（前年同月比）は、総合で 3.5%、持家の帰属家賃を除く総合で 4.0%、基礎的支出項目で 5.9%の上昇となっている。

2. 埼玉県の状況：埼玉県四半期経営動向調査（令和 7 年第 2 四半期（4 月～6 月）より）

県の経済概況としては、埼玉県経済動向調査（2025 年 7 月）において、基調判断は、「県経済は、一部に弱さがみられるものの、持ち直している」としている。また、四半期経営動向調査では県内中小企業の経営状況については、「県内中小企業の景況感、持ち直しの動きに足踏み感がみられる。先行きについては改善の動きがみられる。」としている。また、雇用者数の過不足感については、5 年連続で「不足」（34.7%）が「過剰」（5.3%）を大きく上回った。

自動車小売業においては、2024 年度全国新車登録数（軽自動車含む）は、457 万 5 705 台（前年比 1.0%）と推移している。2025 年 1 月～6 月の全国新車登録台数（軽自動車含む）は、234 万 5323 台（前年比 10.2%）と増加している。

2024 年度全国中古車登録台数（軽自動車含む）は、366 万 1625 台（前年比 2.8%）と推移している。2025 年 1 月～6 月の全国新車販売台数（軽自動車含む）は、217 万 0808 台（前年比▲1.2%）と減少している。

埼玉県においては、2024 年度新車登録数（軽自動車含む）は、23 万 9242 台（前年比▲5.5%）と減少している。2025 年 1 月～7 月の新車登録台数（軽自動車含む）は、9 万 4453 台（前年比 3.3%）と増加している。

2024 年度全国中古車登録台数（軽自動車含む）は、4 万 7775 台（前年比 5.9%）と推移している。2025 年 1 月～6 月の全国新車販売台数（軽自動車含む）は、2 万 7875 台（前年比 2.3%）と増加している。

2. 基本的な考え方（特定（産業別）最低賃金の目的）

- ①当該産業の労働条件の向上
- ②当該産業の公正競争の確保
- ③労使交渉の補完・代替機能
- ④健全な労使関係の構築

上記4項目を目的に当該産業の発展に寄与することである。地域別最低賃金とは異なり、特定（産業別）最低賃金は、当該産業の基幹的労働者賃金の最低額を決定することになっている。

そのことを踏まえ、基本的考え方は下記の通りである。

- (1) 特定（産業別）最低賃金は、年齢（18 歳未満、65 歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く）を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。従って、地域別最低賃金より高い水準の確保が必要である。
- (2) 同業種における正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法（大企業：2020年4月1日、中小企業：2021年4月1日）、労働者派遣法（2020年4月1日）が改正・施行された。同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げることで、産業全体の賃金の底上げを図ることができる。
- (3) 自動車小売業は県内における主要産業の 1 つである。産業構造は大手企業から中小・零細企業まで裾野の広い構造となっており、埼玉県の経済においても重要な役割を担っている。

3. 具体的な主張

上記の項目から基本的な考え方に基づき、埼玉県の自動車小売業の特定最低賃金の改正にあたって、以下の点を主張させていただく。

- (1) 人材確保の観点においても、特定最低賃金の意義と必要性は高い。埼玉県近郊の地域別最低賃金額も考慮したうえで、水準改善をおこない産業の魅力と持続可能性を高めることが必要である。
- (2) 特定（産業別）最低賃金は、組織労働者が締結した労働協約を未組織労働者に適用する「労働協約の拡張適用」の考え方が根幹にある。今回、私たちが提出した協定書における最低協定額は 1,169円（昨年度比+80円）となった。
このような中、自動車小売業に働く最低賃金については、我々の春闘等で改善した労働協約の絶対水準額に早期に近づけることが、未組織労働者への波及、公正競争の確保、人材確保の観点、からも必要である。
- (3) 近年の消費者物価の上昇は、特定（産業別）最低賃金の近傍で働く人にとっても生活への影響があり、特定最賃の金額審議においても考慮すべきである。加えて、産業の優位性を保つためには、地域別最低賃金での引上げ額以上の引上げが必要である。
- (4) 2025 年春闘にて、賃金水準、企業内最低賃金、高卒初任給、大卒初任給が大幅に引上げられた。これは人材確保のために企業内最低賃金、初任給の引上げが必要であったという労使共通の認識と、その結果と理解しており、公正競争の確保、産業の魅力と持続可能性を高めるためにも特定（産業別）最低賃金においても、引き上げが重要である。